

いわて希望応援ファンド（農商工連携型）地域活性化支援事業助成金交付要領

第1章 総則

（目的）

第1条 この要領は、いわて希望応援ファンド（農商工連携型）地域活性化支援事業実施要領に基づき、公益財団法人いわて産業振興センター（以下「センター」という。）が地域経済の活性化を図るため、中小企業者と農林漁業者の連携（以下「農商工連携」という。）による経営の革新に関する事業に対し助成金を交付する事業（以下「助成金交付事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 助成金交付事業 経営の革新に関する事業に対し助成金を交付する事業をいう。
- (2) 助成事業 助成金交付の対象となる事業をいう。
- (3) 中小企業者 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）第2条第1項に定めるもので、農林漁業者を除いた者をいう。
- (4) 農林漁業者 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）第2条に規定する農林漁業者及びこれらのものの組織する団体（事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、生産森林組合、森林組合、森林組合連合会のほか、法人格を有しない任意団体（集落営農組合）を含む。）をいう。
- (5) 特定非営利活動法人 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に定める特定非営利活動法人をいう。
- (6) 農商工連携 中小企業者等と農林漁業者が有機的に連携し、当該中小企業者等及び当該農林漁業者のそれぞれの経営資源を有効に活用して、互いの創意工夫により新商品の開発、生産若しくは需要の開拓又は新役務の開発、提供若しくは需要の開拓（以下「新事業活動」という。）を行うことをいう。
- (7) 経営の革新 中小企業者等及び農林漁業者が新事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上（「いわて希望応援ファンド（農商工連携型）による支援事業計画」に掲げる目標を達成する程度の向上をいう。）を図ることをいう。

（助成金交付事業）

第3条 センターの行う助成金交付事業は、第2章に定める新事業活動支援事業とし、その内容はこの要領各章に定めるところによるものとする。

- 2 前項に掲げる助成金交付事業は、第4条第2号で定められる連携体に対し、助成総額の3割以内の範囲で助成することができるものとする。

第2章 新事業活動支援事業

（対象者）

第4条 新事業活動支援事業の対象者は、県内に主たる事業所・事業拠点を有する者で、次のいずれかに掲げるものとする。

- (1) 県内に事業所を有し経営の革新を行おうとする中小企業者と農林漁業者の連携体
- (2) 中小企業者以外で、経営の革新を行おうとする県内の特定非営利活動法人等と農林漁業者の連携体

(助成事業の内容)

第5条 新事業活動支援事業の内容は、農商工連携による経営の革新に資する事業であり、かつ中小企業者等と農林漁業者がそれぞれ工夫を凝らした取組を行う事業であって、次に掲げるいずれかのものとする。ただし、単なる商取引は含まず、全体の事業計画（助成対象となる部分とは限らない。）に、第2号又は第3号を含むものとする。

- (1) 事業実施のために必要な市場調査・動向調査事業
- (2) 新商品・新技術・新役務の開発研究又は事業化に関する事業
- (3) 販路開拓のために行う事業
- (4) その他、センター理事長が適当と認める事業

(助成期間)

第6条 新事業活動支援事業の助成期間は、交付決定日から1年以内とし、特に必要と認める場合、3年を限度に継続して助成することができるものとする。

(助成対象経費、助成率及び助成限度額)

第7条 新事業活動支援事業の助成対象経費及び助成率は、下記のとおりとし、助成限度額は300万円とする。ただし、当該事業に係る申請が前年及び前々年に採択された事業計画と連続する事業内容であるとセンター理事長が認める場合、助成限度額は2年目250万円、3年目200万円とする。

経費区分	助成対象経費	助成率
①市場調査・動向調査事業費	会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、調査・分析費、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、職員旅費	当該経費の4分の3に該当する額以下の額
②新商品・新技術・新役務開発・研究・事業化費	原材料費（試作・研究用に限る）、機械装置及び工具器具（試作・研究用に限る）の借料、工業所有権等の導入に要する経費、外注加工費、検査分析費、研修費、会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、職員旅費	
③販路開拓費	展示会等出展経費、広告宣伝費、研修費、会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、消耗品費、雑役務費、専門家謝金、専門家旅費、職員旅費	
④その他特に必要と認められる事業費	センター理事長が特に必要と認める経費	

注) 1 消費税及び地方消費税は助成対象経費としない。

注) 2 全体の事業計画（助成対象となる部分とは限らない。）に、②又は③を含むこと。

注) 3 原材料費は、本業に係る仕入と明確に区分し得るもののみを助成対象経費とする。

注) 4 連携体構成事業者間の商取引で生じた経費については助成対象経費としない。

(事業成果に係る評価)

第8条 新事業活動支援事業の評価指標は、本事業で支援したものが支援完了後3年以内に新製品開発や新サービスの開発により事業化を果たし、かつ総売上高の増加又は付加価値額の伸び率の増加及び経常利益の伸び率の増加を果たした割合とする。

(採択基準)

第9条 新事業活動支援事業に係る助成の可否は、次に掲げる基準を総合的に勘案し、充足度の高いものから予算の範囲内で決定するものとする。

- (1) 助成事業の実施により、前条に定める評価指標の向上が期待されること。
- (2) 助成事業の内容が、連携体の主体的な取組のもと構想されたものであること。
- (3) 助成事業の内容が計画的であり、かつ、熟度が高く早期に実施可能であること。
- (4) 実施主体における助成事業の実施体制及び経理体制が十分であること。
- (5) 中小企業者等と農林漁業者の連携体制が十分であること。

第3章 助成金の交付先決定に関する手続及び交付に関する手続

(いわて希望応援ファンド事業審査委員会の設置)

第10条 センターは、助成金交付事務の適正かつ円滑な実施を図るため、別に定めるいわて希望応援ファンド事業審査委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

(助成金の交付申請)

第11条 助成金の交付を申請しようとする者（以下「交付申請者」という。）は、助成金交付申請書（様式第1号）を別に定める日までにセンターに提出するものとする。

(助成金の交付決定)

第12条 センターは、助成事業者から助成金の交付申請を受けたときは、助成事業の目的及びその内容が適正であるかどうか等を審査し、必要に応じて実地調査を行い、委員会に諮ったうえで、助成金交付事業を決定する。

- 2 センターは、前項により助成金の交付を決定したときは、助成金交付決定通知書（様式第2号）により助成金の交付が決定した交付申請者（以下「助成事業者」という。）に通知するものとする。
- 3 センターは、前項の通知に、第13条に定める変更承認申請に係る義務について明記するものとする。
- 4 センターは、助成金の交付目的を達成するために必要があると認められるときは、条件を付することができる。

(変更承認の申請)

第13条 助成事業者は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）によりセンターに申請しなければならない。

- (1) 助成事業に要する経費を第6条に定める助成対象経費の経費区分の相互間におけるいずれか低い額の20パーセントを超えて配分を変更する場合
- (2) 助成事業に要する経費を第6条に定める助成対象経費の経費区分ごとに20パーセントを超えて減少する場合
- (3) 助成事業の内容を変更する場合
- (4) 助成事業を中止し、又は廃止する場合
- (5) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難になった場合

(交付決定の変更)

第14条 センターは、前条により助成事業者から助成金の変更承認申請を受け、内容変更について承認したときは、事業変更承認通知書（様式第4号）により助成事業者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第15条 助成事業者は、第12条第2項の通知を受けた場合において、当該通知に係る助成金の交付の決定内容又はこれに付された条件に不服があるときは、別に定める日までに助成金交付申請取下書（様式

第5号)により申請を取り下げることができる。

(助成事業の遂行)

第16条 助成事業者は、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を遂行しなければならない。

2 センターは、助成事業の遂行について必要があるときは、当該助成事業者に対し、所要の措置を講ずるよう指示することができる。

(助成事業の遂行状況報告)

第17条 助成事業者は、事業開始日から6か月後現在の遂行状況について、事業遂行状況報告書(様式第6号)により、別に定める日までにセンターに報告しなければならない。ただし、同日又はそれ以前に事業が完了した場合は、報告を要さないものとする。

(助成事業の実績報告)

第18条 助成事業者は、助成事業を完了した日から起算して1か月以内に事業実績報告書(様式第7号)によりセンターに報告しなければならない。

(助成金の額の確定)

第19条 センターは、助成事業者から事業実績報告書の提出を受けたときは、この内容を審査し、必要に応じて実地調査等を行い、助成事業の成果が助成金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合するか否かを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書(様式第8号)により、助成事業者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第20条 助成事業者は、助成金の支払いを受けようとするときは、前条の通知受理後14日以内に、助成金請求書(様式第9号)により請求するものとする。

(助成金の支払い)

第21条 センターは前条により助成金請求書の提出を受けた後、助成金を助成事業者に支払うものとする。

(助成金の概算払い)

第22条 センターは、助成金の交付決定後に必要があると認められる経費については、概算払いすることができる。

2 前項により概算払いを受けようとする助成事業者は、助成金概算払請求書(様式第10号)に、センターが定める書類を添えて請求するものとする。

(助成金の交付決定の取消し)

第23条 センターは、次のいずれかに該当するときは、助成金の全部又は一部を取消すことができる。

(1) 助成事業者が助成金を他の用途に使用したとき。

(2) 助成事業者が第13条第1号及び第2号に定める変更承認申請を、助成事業完了の日までに行わなかったとき。

(3) 助成事業者が第18条に定める実績報告を行わなかったとき。

(4) 助成事業者が第20条に定める助成金の請求を行わなかったとき。

(5) 助成事業者が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(6) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

- (7) 岩手県暴力団排除条例（平成 23 年岩手県条例第 35 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者であることが判明したとき
- 2 前項の規定は、助成金の交付があった後においても適用があるものとする。
- 3 第 12 条の規定は、第 1 項の規定による取消をした場合について準用する。

(助成金の返還)

第 24 条 センターは、助成金の交付決定を取消した場合において、助成金の当該取消しに係る部分に関し、

既に助成金が交付されている場合にあっては、期限を定めてその返還を命じることができる。

- 2 前項の規定は、第 13 条の規定による助成金の交付の決定を変更した場合においても準用する。

(加算金)

第 25 条 センターは、助成事業者に助成金の返還を命じたときは、その命令に係る助成金の交付の日から受領の日までの日数に応じ、助成金の額に年 10.95 パーセントを乗じて計算した加算金を助成金の返還を命じられた者から徴収することができる。

(延滞金)

第 26 条 センターは、助成事業者に助成金の返還を命じ、助成金の返還を命じられた者がこれを納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額について年 10.95 パーセントを乗じて計算した延滞金を助成金の返還を命じられた者から徴収することができる。

(財産処分の制限)

第 27 条 助成事業者は、助成金交付事業により取得し、又は効用の増加した財産を助成金の交付目的以外に使用し、他の者に貸付け若しくは譲渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとするときは、センターの承認を受けなければならない。

(立入検査等)

第 28 条 センターは、助成金交付事業の適正を期すため、必要があるときは、助成事業者に対し報告を求め、又はセンターの職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(助成金の経理)

第 29 条 助成事業者は、助成金に係る経理について、収支を明確にした証拠書類を整備し、かつ、センターが指示する日まで保存するものとする。

附 則

この要領は、平成 31 年 3 月 11 日から施行する。

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。

様式第1号（第11条関係）（農商工連携型）

年　月　日

公益財団法人いわて産業振興センター理事長 様

(連携体の代表者)

所在地

名 称

代表者

印

いわて希望応援ファンド地域活性化支援事業助成金交付申請書

いわて希望応援ファンド地域活性化支援事業助成金の交付を受けたいので、別紙の関係書類を添えて申請します。

記

1 連携体構成員

中小企業者等

農林漁業者

2 過去の当助成金の利用実績（該当するものにチェックマーク✓を付けてください。）

過去に 1回 2回 3回以上 利用

3 助成金申請額 金 円

4 助成事業の実施期間

年 月 日 ～ 年 月 日

5 助成事業の内容

(1) 申請者概要書 別紙1のとおり

(2) 事業計画書 別紙2のとおり

(3) 助成金申請額内訳書 別紙3のとおり

別紙1

申 請 者 概 要 書

【中小企業者等】

名称(商号又は法人・個人名)				
主たる事業所	所在地	〒		
	電話	()	FAX	()
代表者	(ふりがな) 氏名	(年齢 歳)		
設立登記年月日	年 月 日	決算期	月	
資本金	千円	従業員数	人	
主たる事業内容				
企業の沿革				
代表者の経歴				
連絡担当者	役職・氏名			
	E-mail			

※個人の場合は該当する項目のみ記載のこと。

別紙1

申 請 者 概 要 書

【農林漁業者】

名称(商号又は法人・個人名)				
主たる事業所 (事業拠点)	所在地	〒		
	電話	()	FAX	()
代表者	(ふりがな) 氏名	(年齢 歳)		
設立登記年月日	年 月 日		決算期	月
資本金	千円		従業員数	人
主たる事業内容				
企業の沿革				
代表者の経歴				
連絡担当者	役職・氏名			
	E-mail			

※個人の場合は該当する項目のみ記載のこと。

別紙2

事 業 計 画 書

1 事業計画名

--

2 事業活動の取組内容

(1) 取組む背景・理由	
(2) 過去の助成金の利用状況、実績成果、課題等 ※過去にいわて希望応援ファンに採択され、利用実績がある事業者のみ記載すること。 ※取り組んだ内容、成果、未達成事項等を具体的に記載のこと。	
(3) 具体的な内容	<p>【中小企業者等】</p> <p>【農林漁業者】</p>

(4) 販売ターゲット ※ターゲットとして想定する ユーザー、業種・業態、地 域、性別、年齢等 ※市場開拓の可能性			
(5) ユーザー側の要望、 課題			
(6) 中小企業者等と農林 漁業者の連携体制			
(7) 取組目標 (中小企業者等) ※付加価値額＝営業利益＋人 件費＋減価償却費	目標達成時期	年 月期（3年後）	
	付加価値額	直近時点	千円
		3年後	千円 (千円増)
(7) 取組目標 (農林漁業者)	目標達成時期	年 月期（3年後）	
	当該農商工連 携事業に係る 農林水産物の 売上高	直近時点	千円
		3年後	千円 (千円増)

3 事業活動のスケジュール

【向こう3年間の取組計画】※表内に取組予定期を矢印で明示

【中小企業者等】

取組内容 (四半期)	1年目(助成事業年度)				2年目				3年目			
	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV
①												
②												
③												
④												
⑤												
年度目標 ※具体的に記載												

【農林漁業者】

取組内容 (四半期)	1年目(助成事業年度)				2年目				3年目			
	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV
①												
②												
③												
④												
年度目標 ※具体的に記載												

【助成事業実施期間内に係る実施項目】※表内に実施予定時期を矢印で明示

【中小企業者等】

実施項目	助成事業実施期間				具体的な取組方法
	第1四半期 (~ 月)	第2四半期 (~ 月)	第3四半期 (~ 月)	第4四半期 (~ 月)	
①					
②					
③					
④					
⑤					

【農林漁業者】

実施項目	助成事業実施期間				具体的な取組方法
	第1四半期 (~ 月)	第2四半期 (~ 月)	第3四半期 (~ 月)	第4四半期 (~ 月)	
①					
②					
③					
④					
⑤					

4 損益計画及び資金計画

【中小企業者等】

(単位:千円)

		1年目 (助成事業年度)	2年目	3年目	算定基準 ※単価、数量、内訳、伸び率等
		年 月～ 年 月	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月	
損益計画	売上高				
	原材料費				
	労務費				
	減価償却費				
	外注加工費				
	その他経費				
	売上原価				
	売上総利益				
	労務費（役員報酬含む）				
	減価償却費				
	その他経費				
	販売費及び一般管理費				
	営業利益				
	営業外損益				
	経常利益				
従事者数（人）		人	人	人	
付加価値額					
資金計画	助成対象経費				
	その他事業経費				
	総事業費				
	助成金				
	金融機関借入				
	縁故借入				
	自己資金				
資金調達額					

※ 連携体の構成員ごとに、申請事業の計画について記載のこと。

※ 付加価値額=営業利益+人件費+減価償却費

4 損益計画及び資金計画

【農林漁業者】

(単位:千円)

		1年目 (助成事業年度)	2年目	3年目	算定基準 ※単価、数量、内訳、伸び率等
		年 月～ 年 月	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月	
損益計画	売上高				
	原材料費				
	労務費				
	減価償却費				
	外注加工費				
	その他経費				
	売上原価				
	売上総利益				
	労務費（役員報酬含む）				
	減価償却費				
	その他経費				
	販売費及び一般管理費				
	営業利益				
	営業外損益				
	経常利益				
従事者数（人）		人	人	人	
付加価値額					
資金計画	助成対象経費				
	その他事業経費				
	総事業費				
	助成金				
	金融機関借入				
	縁故借入				
	自己資金				
資金調達額					

※ 連携体の構成員ごとに、申請事業の計画について記載のこと。

※ 付加価値額=営業利益+人件費+減価償却費

別紙3

助成金申請額内訳書

1 助成対象事業内容

経費区分	具体的事業内容
	計 円
	計 円
	計 円
	計 円
	計 円
合 計	円

※「経費区分」欄は公募の際に示す助成対象経費に係る経費区分を移記すること。

2 助成対象事業経費配分

経費区分	助成対象 経費名	助成事業に要する経費				助成対象 経費額 (税抜)	負担区分		備考
		内容	数量	単価	金額		助成金	自己負担	
	小計								
	小計								
	小計								
	小計								
	小計								
合計									

※ 「経費区分」「助成対象経費名」欄は公募の際に示す助成対象経費に係る経費区分、助成対象経費名を移記すること。

※ 備考欄には連携体構成員の区分を記載すること。

様式第2号（第12条関係）（農商工連携型）

いわ産 第 号
年 月 日

（助成事業者名） 様

公益財団法人いわて産業振興センター
理事長

いわて希望応援ファンド地域活性化支援事業助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました、いわて希望応援ファンド地域活性化支援事業助成金については、いわて希望応援ファンド（農商工連携型）地域活性化支援事業助成金交付要領（以下「交付要領」という。）第12条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、交付要領第12条第2項の規定に基づき通知します。

記

1 事業計画名

2 事業内容及び決定条件等

3 助成対象経費及び助成金額

助成対象経費	金	円
助成金額	金	円

4 助成対象期間

年 月 日 ～ 年 月 日

5 事業実施に係る留意事項

- (1) 助成金額の確定は、助成対象経費の実支出額に助成率を乗じて得た額と助成金額のいずれか低い額とします。
- (2) 助成事業の内容や金額を変更する場合等、交付要領第13条の規定に該当する場合は別途申請が必要となります。
- (3) 本通知に係る助成金の交付の決定内容又はこれに付された条件に不服があるときは、別途取下げの申請をしてください。
- (4) 事業執行にあたっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)に留意するとともに、交付要領に基づき適正な執行を行ってください。

様式第3号（第13条関係）（農商工連携型）

年　月　日

公益財団法人いわて産業振興センター理事長 様

所在地

名 称

代表者

印

いわて希望応援ファンド地域活性化支援事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付で決定通知のありました助成事業につきましては、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、承認を申請します。

記

1 事業内容の変更及び理由

変 更 前	変 更 後	変 更 の 理 由

2 経費配分の変更

経費区分（内容）	変 更 前	変 更 後	変 更 の 理 由

3 中止（廃止）する事業の内容及び理由

事 業 の 内 容	中止（廃止）する理由

様式第4号（第14条関係）（農商工連携型）

年　月　日

（助成事業者名）様

公益財団法人いわて産業振興センター
理事長

いわて希望応援ファンド地域活性化支援事業変更承認通知書

年　月　日付で変更申請のありました、いわて希望応援ファンド地域活性化支援事業については、いわて希望応援ファンド（農商工連携型）地域活性化支援事業助成金交付要領第14条の規定に基づき、下記のとおり変更承認しましたので通知します。

記

1 標記助成事業の変更内容については、　　年　月　日付で変更申請のありました、いわて希望応援ファンド地域活性化支援事業変更承認申請書に記載のとおりとします。

2 上記1の変更内容以外については、　　年　月　日付のいわて希望応援ファンド地域活性化支援事業助成金交付決定通知書に記載のとおりとします。

様式第5号（第15条関係）（農商工連携型）

年　月　日

公益財団法人いわて産業振興センター理事長 様

所在地

名 称

代表者

印

いわて希望応援ファンド地域活性化支援事業助成金交付申請取下書

年 月 日付で決定通知のありました助成金の交付につきましては、下記のとおり取り下げたいので、よろしくお取り計らい願います。

記

1 事業計画名

2 助成金額 金 円

3 申請を取り下げる理由

様式第6号（第17条関係）（農商工連携型）

年　月　日

公益財団法人いわて産業振興センター理事長 様

所在地

名 称

代表者

印

いわて希望応援ファンド地域活性化支援事業遂行状況報告書

年 月 日付で決定通知のありました助成事業の遂行状況について、別紙のとおり報告します。

別紙

いわて希望応援ファンド地域活性化支援事業遂行状況（年月日現在）

1 実施した事業の内容及び進捗状況

2 予算執行（支出）の状況

（単位：円）

経費区分	総事業費	交付決定額	支出済額	残額	摘要

※ 残額＝交付決定額－支出済額

3 実施期間

(1) 事業開始年月日 年 月 日

(2) 事業完了予定年月日 年 月 日

様式第7号（第18条関係）（農商工連携型）

年　月　日

公益財団法人いわて産業振興センター理事長 様

所在地

名 称

代表者

印

いわて希望応援ファンド地域活性化支援事業実績報告書

年 月 日付で決定通知のありました助成事業を完了しましたので、下記のとおり報告します。

記

1 事業完了年月日 年 月 日

2 助成金額 金 円

3 事業の内容

(1) 事業評価報告書 別紙1のとおり

(2) 助成対象経費実績報告書 別紙2のとおり

別紙 1

事業評価報告書

助成事業者	
事業の種類	
事業実施期間	
助成事業の内容	
助成事業の成果及び効果	

別紙 2

助成対象経費実績報告書

経費区分	助成対象 経費名	助成事業に要する経費				助成対象 経費額 (税抜)	負担区分		備考
		内容	数量	単価	金額		助成金	自己負担	
	小計								
	小計								
	小計								
	小計								
	小計								
合計									

※ 「経費区分」 「助成対象経費名」 欄は交付要領に記載の助成対象経費に係る経費区分、助成対象経費名を移記すること。

※ 備考欄には連携体構成員の区分を記載すること。

様式第8号（第19条関係）（農商工連携型）

年　月　日

（助成事業者名）様

公益財団法人いわて産業振興センター

理事長

いわて希望応援ファンド地域活性化支援事業助成金額確定通知書

年　月　日付で実績報告がありました、いわて希望応援ファンド地域活性化支援事業助成金について、いわて希望応援ファンド（農商工連携型）地域活性化支援事業助成金交付要領（以下「交付要領」という。）第19条の規定に基づき、下記のとおり確定しましたので通知します。

つきましては、交付要領第20条の規定に基づき、助成金の請求をしてください。

記

1 事業計画名

2 助成金の確定額　　金　　円

様式第9号（第20条関係）（農商工連携型）

年　月　日

公益財団法人いわて産業振興センター理事長 様

所在地

名 称

代表者

印

いわて希望応援ファンド地域活性化支援事業助成金請求書

年 月 日付で決定通知のありました助成事業を完了しましたので、下記のとおり助成金の支払いを請求します。

記

1 事業計画名

2 請求金額 金 円
(助成金確定額 円)
(概算払受領済額 円)

3 振込先金融機関等

金融機関及び(本)支店	()銀行・信用金庫 本店・()支店
口座種類及び口座番号	普通預金 ・ 当座預金 No.
口座名義人(カタカナ)	

様式第 10 号（第 22 条関係）（農商工連携型）

年 月 日

公益財団法人いわて産業振興センター理事長 様

所在地

名 称

代表者

印

いわて希望応援ファンド地域活性化支援事業助成金概算払請求書

年 月 日付で決定通知のありました助成事業について、下記のとおり助成金の概算払いを請求します。

記

1 事業計画名

2 助成金交付決定額 金 円

3 概算払を請求する理由

4 概算払請求する金額 金 円

5 概算払請求する経費の内訳

別紙のとおり

6 振込先金融機関等

金融機関及び（本）支店	（ ）銀行・信用金庫 本店・（ ）支店	
口座種類及び口座番号	普通預金 ・ 当座預金 No.	
口座名義人（カタカナ）		

別紙

概算払経費内訳書

経費区分	助成対象 経費名	助成事業に要する経費				助成対象 経費額 (税抜)	負担区分		支出済額	支出 年月日	今回 請求額	備考
		内容	数量	単価	金額		助成金	自己負担				
	小計											
	小計											
	小計											
	小計											
合 計												

※「経費区分」「助成対象経費名」欄は交付要領に記載の助成対象経費に係る経費区分、助成対象経費名を移記すること。

※ 備考欄には連携体構成員の区分を記載すること。